

⑦ 県税の特別措置を設けています

県では、企業立地や震災復興等の促進を図るため、県内において事業用施設や事務所を新設、増設した企業や個人が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

対象税目 法人事業税、個人事業税、不動産取得税、県が課税する固定資産税

【県税の特別措置の一例】

- ・対象事業(製造業、情報通信業、運輸業等)の用に供する事務所または事業所を、県内に新設または増設し、県内における従業者が5人以上増加した法人
⇒不動産取得税課税免除
- ・県内において、本社機能の移転または拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人または個人事業者
⇒事業税(法人、個人)の税率を、増加した従業者数の割合に応じて3年間軽減、不動産取得税を軽減

※県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり期限までに手続きが必要です。

詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

問 茨城県水戸県税事務所

法人事業税、個人事業税:TEL 029-221-4800 不動産取得税:TEL 029-221-4820

⑧ 笠間市政治倫理審査会委員を公募します

任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年)

職務内容 笠間市長、副市長、教育長および市議会議員の資産等報告書および所得等報告書の審査等

応募資格 地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民。ただし、現在、市長、副市長、教育長、議員の職にある市民およびこれらの2親等以内の親族および同居の親族および笠間市職員である市民は除きます。

定員 3名

報酬 日額10,000円

選考方法 応募者の中から、市長が公正を期して選出し、議会の同意を得て委嘱します。選考結果はその旨を通知します。

応募方法 窓口に備え付けの応募用紙および履歴書に必要事項を記入のうえ、持参あるいは郵送してください。

応募用紙および履歴書は市ホームページからもダウンロードできます。

応募期限 令和3年1月7日(木) ※消印有効

申・問 秘書課(内線227) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1 笠間市役所 市長公室 秘書課

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

厚生労働省 TEL 0120-565653 9時～21時(土日・祝日も実施)

茨城県庁内 TEL 029-301-3200 8時30分～22時(土日・祝日も実施)

中央(旧水戸)保健所 TEL 029-241-0100 9時～17時(平日のみ)